

玉野市の技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月
玉野市人事課

1 現状

(1) 人数, 平均給与, 平均年齢等

区分	公務員(正職員のみ)					民間(全職員)			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
玉野市	52.3 歳	66 人	333,820 円	370,399 円	360,642 円	-	-	-	-
用務員	56.0 歳	16 人	334,319 円	351,171 円	350,638 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.55
学校給食員	54.9 歳	15 人	332,840 円	349,040 円	348,313 円	調理士	42.3 歳	233,500 円	1.49
清掃職員	48.3 歳	12 人	341,017 円	427,168 円	393,455 円	廃棄物処理業従業員	43.3 歳	299,800 円	1.42
岡山県	47.4 歳	534 人	339,294 円	391,307 円	362,025 円	-	-	-	-
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	-	320,514 円	-	-	-	-
類似団体	48.7 歳	52 人	295,059 円	335,779 円	317,101 円	-	-	-	-

区分	(参考)年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
玉野市 用務員	5,761,578 円	3,284,300 円	1.75
学校給食員	5,745,729 円	3,180,400 円	1.81
清掃職員	6,738,788 円	4,192,600 円	1.61

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 19 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外手当、特殊勤務手当等の諸手当(期末・勤労手当、退職手当を除く)の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

3 民間の数値は、賃金構造基本統計調査において公表されている数値を使用しています(平成 16~18 年の 3 年平均)。なお、調理士は岡山県平均の数値を使用していますが、用務員及び廃棄物処理業従業員は都道府県別の数値が公表されていないため、全国平均の数値を使用しています。

4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。民間の調査対象には、正職員(正社員)以外の労働者も含まれています。

5 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」の数値は、それぞれ平均給与月額を 12 倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤労手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(参考) 正職員以外の職員を含めた民間との比較

賃金構造基本統計調査は、正職員(正社員)以外の労働者を含んだ平均値であることから、玉野市の技能労務職職員についても、正職員以外の職員(嘱託職員、臨時職員)を含んだ全職員の平均値で比較すると、次のようになります。

区分	公務員(全職員)				民間(全職員)			参考 a/b
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(a)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(b)	
玉野市 用務員	52.4 歳	46 人	195,862 円	201,813 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	0.89
学校給食員	48.4 歳	42 人	170,548 円	176,333 円	調理士	42.3 歳	233,500 円	0.76
清掃職員	48.3 歳	18 人	283,394 円	344,175 円	廃棄物処理業従業員	43.3 歳	299,800 円	1.15

区分	(参考)年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(c)	民間(d)	c/d
玉野市 用務員	3,112,799 円	3,284,300 円	0.95
学校給食員	2,737,964 円	3,180,400 円	0.86
清掃職員	5,343,472 円	4,192,600 円	1.27

(2) 年齢別の人数

	19歳以下	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	合計
全体	0	0	0	0	6	2	9	1	1	11	36	66
うち用務員	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	11	16
うち学校給食員	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	12	15
うち清掃職員	0	0	0	0	3	0	1	1	1	3	3	12

(3) その他給与に関する事項

・給料表

国の行政職俸給表(二)を合成した給料表を適用しています。

・手当

技能労務職員以外の職員と同様の手当を支給しています。

・昇給基準

毎年1月1日に、4号給を標準として、勤務状況に応じて昇給します。ただし、57歳を超える職員は、2号給を標準として昇給します。

2 基本的な考え方、具体的な取組内容

- ・平成11年度以降、新規の職員採用を行っていません。その結果、10年前の平成9年度と比較して、正規職員の数は約56%減少しています。
- ・通勤手当について、通勤距離が片道2km未満の職員に対する手当を、平成18年4月に廃止しました。また、年末年始特殊勤務手当の額を、平成18年度から19年度にかけて段階的に削減しています。

3 その他

・可燃ごみ収集業務

職員の退職を臨時職員で補充し、人件費を削減しています。

また、収集体制の業務改善や、収集業務の民間委託により、効率化に努めています。

・西清掃センター施設管理の委託

平成20年度から西清掃センターの管理を委託し、管理経費を削減します。

・学校給食調理業務

職員の退職を臨時職員で補充し、人件費を削減しています。

また、東児調理場の調理業務の民間委託を検討しています。